

## **【事案Ⅱ－１】入院共済金請求**

・2024年9月3日 裁定終了

### **<事案の概要>**

申立人は、2022年9月から2023年2月まで「うつ病」により入院したため入院共済金の請求をしたところ、被申立人が、申立人の入院が約款・事業規約に定める「入院」に該当しないとして入院共済金の支払を拒否したことを不服として、裁定の申立てをしたもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

「被申立人は、申立人の2022年9月から2023年2月までの166日間の全入院期間について、本来支払われるべき入院共済金1,660,000円とこれまでの期間の遅延金も併せて申立人に全額支払え」との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

- (1) 医療記録に入院中の様子として「穏やか」との記載があるが、終始穏やかだったことはあり得ないし、実際には希死念慮があった。穏やかで居られるならそもそも入院することになっていない。医師による治療や管理下において治療に専念しなくてはならなかったのであり、医師の指示や作成された診療計画書においてそれらが認められた上で入院している。
- (2) 家庭環境が最悪であり、当時同居していた母親からはフライパン等で何度も殴られたことや、包丁を突き付けられたこともあり、その中で自宅療養や通院治療などは無理であった。現在も退院後に実家には一度も帰れず、復職も社会復帰もできないまま療養のためだけに単身で暮らしている。
- (3) 入院するにあたって「重篤」でなければ共済金支払に該当しない等という記載は約款・事業規約にはない。
- (4) 入院前の初診から約1か月間治療がない場合には共済金支払に該当しない等という記載は約款・事業規約にはない。
- (5) 「共済金をお支払いしない場合」について、今回の件に関しては、どの項目や文言にも該当しないため、支払拒絶は不当である。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 約款・事業規約によれば、「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自

宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいうと定義されている(本件規定)。

(2) 日本うつ病学会「治療ガイドライン」によれば、うつ病患者の多くは外来治療で対応が可能であり、入院治療を考慮すべき条件として、(ア)～(ウ)などがある。

(ア) 自殺企図・切迫した自殺念慮のある場合

(イ) 療養・休息に適さない家庭環境

(ウ) 病状の急速な進行が想定される場合

すなわち、精神療法、薬剤療法、作業療法とも、在宅又は通院では困難な治療ではなく、上記条件に合致する場合に、入院を選択して治療を実施することが検討されるにすぎない。また、申立人は、一般的な抗うつ剤ではなく、「神田橋処方」と呼ばれる漢方薬を処方されているが、当然ながら、入院しなければ処方できないような薬剤ではない。

(3) 申立人は、2022年9月の時点において、意欲低下、食欲不振、睡眠障害、抑うつ気分、脱毛などの症状を訴えていたが、自殺企図・切迫した自殺念慮のような危険な症状を呈していたわけではない。また、2022年7月上旬から通院し、入院して休養したいとの希望を述べていたものの、9月まで入院せず、また、入院後も作業療法に積極的に参加するなどの様子から、病状の急速な進行が想定されるケースにも該当しない。

(4) 申立人が前年に実家に戻ったことから、病状に理解を示さない母親がいることが、療養・休息に適さない家庭環境であり、唯一、入院を検討すべき条件に当たるが、この点については、前年までと同様、自宅を離れて単独で生活をした上で、通院で精神療法等を受ければ足り、7月の初診から入院まで2か月間もの間入院せずに生活できていたことからすれば、転居することで解決すべきものである。

## < 裁定の概要 >

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

申立人の病状は、自殺企図あるいは切迫した自殺念慮がある場合や、病状の急速な進行が想定される場合には当たらず、母親の対応からして療養・休息に適さない家庭環境にあったといえるとしても、客観的にみて通院での治療が困難な状態にあったとはいえない。したがって、病院等において常に医師の管理下において治療に専念しなければならないほどの入院治療の必要性がある場合に該当せず、客観的・合理的に判断して、入院共済金の支払対象となるべき本件規定が定める「入院」に該当するとは認められず、本件入院について被申立人に入院共済金の支払義務があるとは認められない。